

「剪断式破碎機の切断刃」特許権侵害差止等請求事件：大阪地裁平成 23(ワ)13054・平成 25 年 5 月 23 日（26 民部）判決＜請求認容＞⇒特許ニュース No. 13502

【キーワード】

特許発明の技術的範囲（全構成要件を充足）、特許法 100 条（差止請求権）、特許法 102 条 2 項（損害額の推定）、被告製品への特許発明の寄与度と覆滅度

【主 文】

- 1 被告は、別紙イ号製品目録、別紙ロ号製品目録及び別紙ハ号製品目録記載の各製品を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。
- 2 被告は、前項記載の各製品を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、532万7600円及びこれに対する平成23年10月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

- 1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いが無い。）

（1）当事者

原告（株式会社キンキ）は、機械の設計、販売等を目的とする株式会社である。
被告（株式会社浪速刃物製作所）は、機械刃物の製造等を目的とする株式会社である。

（2）原告の特許権

ア 本件特許権

原告は、以下の特許（以下「本件特許」といい、本件特許に係る明細書及び図面をあわせて、それぞれ「本件明細書」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有している。

特許番号	第4210537号
発明の名称	剪断式破碎機の切断刃
出願日	平成15年3月20日
登録日	平成20年10月31日

特許請求の範囲

【請求項1】

ケーシングに支持した軸にスペーサを挟んで切断刃取付台を設け、該切断刃取付台の周囲に複数の刃取付部を形成し、該刃取付部に切断刃の後部に形成した係止部を係止する突出段部を形成し、該突出段部で切断刃の係止部を係止した状態で該切断刃に形成した固定ボルト孔に固定ボルトを設けて切断

刃を前記切断刃取付台に固定し、該切断刃を固定することにより前記刃取付部の外周が露出しないようにするとともに、該切断刃の内側側面を前記スペーサで挟んだ状態にして前記切断刃取付台の側面がほぼ露出しないようにして使用し、交換時には切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ボルト孔に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換するようにした剪断式破碎機の切断刃において、

前記切断刃を前記切断刃取付台に固定する前記固定ボルト孔の固定段部よりも入口側に、該切断刃の交換時に前記固定ボルト孔に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材に係合するように該固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部を具備させた剪断式破碎機の切断刃。

イ 構成要件の分説

本件特許の請求項1に係る発明（以下「本件特許発明」という。）は、次のとおり構成要件に分説することができる。

A① ケーシングに支持した軸にスペーサを挟んで切断刃取付台を設け、該切断刃取付台の周囲に複数の刃取付部を形成し、該刃取付部に切断刃の後部に形成した係止部を係止する突出段部を形成し、

A② 該突出段部で切断刃の係止部を係止した状態で該切断刃に形成した固定ボルト孔に固定ボルトを設けて切断刃を前記切断刃取付台に固定し、

A③ 該切断刃を固定することにより前記刃取付部の外周が露出しないようにするとともに、該切断刃の内側側面を前記スペーサで挟んだ状態にして前記切断刃取付台の側面がほぼ露出しないようにして使用し、

A④ 交換時には切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ボルト孔に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換するようにした

A⑤ 剪断式破碎機の切断刃において、

B⑥ 前記切断刃を前記切断刃取付台に固定する前記固定ボルト孔の固定段部よりも入口側に、該切断刃の交換時に前記固定ボルト孔に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材に係合するように

B⑦ 該固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部を具備させた

B⑧ 剪断式破碎機の切断刃。

(3) 被告の行為

ア 被告は、平成20年10月31日以降、別紙イ号製品目録に記載の剪断式破碎機用切断刃（以下「イ号製品」という。）、別紙ロ号製品目録に記載の剪断式破碎機用切断刃（以下「ロ号製品」という。）及び別紙ハ号製品目録に記載の剪断式破碎機用切断刃（以下「ハ号製品」という。また、イ号製品、

ロ号製品及びハ号製品を総称して「被告製品」という。)を製造、販売した。
イ イ号製品、ロ号製品及びハ号製品は、互いに寸法が異なるものの、構成は同一である。

ウ 被告製品は、いずれも本件特許発明の構成要件A①から③まで及び⑤並びに構成要件B⑦及び⑧を充足する(構成要件A④及びB⑥の充足性については争いがある。)

エ なお、原告は、被告製品を、後記第3の1【原告の主張】(1)のと通りの構成により特定すべきであると主張し(原告第1準備書面、第2準備書面)、被告はこれを争っている。

上記構成に係る原告の主張は、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属することの理由を主張するものである。被告製品が、被告製品に係る別紙各製品目録の記載の条件を満たすことは当事者間に争いはなく、上記目録の記載により、審判の対象ないし訴訟物の特定はできており、上記目録の記載により特定された製品を被告製品として審理がされた。また、上記目録の記載により差止めの対象となる被告製品を特定することにも支障はない。

2 原告の請求

原告は、被告に対し、本件特許権に基づき、被告製品の製造・販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づき、2000万円の損害賠償及びこれに対する平成23年10月28日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めている。

3 争点

- (1) 被告製品は本件特許発明の技術的範囲に属するか (争点1)
- (2) 原告の損害 (争点2)

【判 断】

1 争点1(被告製品は本件特許発明の技術的範囲に属するか)について

被告製品は、本件特許発明の各構成要件を充足し、その技術的範囲に属すると判断する。

構成要件A①から③まで及び⑤並びに構成要件B⑦及び⑧の充足性には争いがないので、以下では、構成要件A④及び構成要件B⑥の充足性を中心に論じることとする。

(1) 本件特許発明の内容

本件明細書によると、本件特許発明の内容は、次のとおりであると認められる。

ア 発明が解決しようとする課題

各種被破碎物を破碎する剪断式破碎機の切断刃は、駆動軸に設けられた切断刃取付台に取り付けられる。その際、切断刃は、隣接するスペーサの間に、外側から半径方向にボルト等の固定手段で固定されて取り付けられる(段落【0002】～【0004】)。

ところで、破碎能力を維持するために摩耗した切断刃を交換しなければな

らないが、種々雑多な被破碎物を長期間破碎していると、切断刃の間や、切断刃とスペーサとの間に被破碎物が付着したり、被破碎物中の水分等によって切断刃と切断刃取付台とが錆等によって密着したりする場合がある（段落【0008】【0009】）。

このように切断刃が錆等で切断刃取付台に密着した場合、切断刃を切断刃取付台から分離させるのは非常に困難な作業となる（段落【0010】）。

その上、切断刃取付台の全周を囲うように複数の切断刃が複数のボルトによって取付けられているので、回転方向前側から外そうとすると突出段部が当接して外すことができず、回転方向後側から外そうとすると前部に隣接する切断刃に当接して外すことができないため、切断刃全体をほぼ均等に切断刃取付台の半径方向へ外さなければならない（段落【0011】）。

そこで、本件特許発明は、切断刃が切断刃取付台と強固に密着しても半径方向に効率良く取外すことができる剪断式破碎機の切断刃を提供することを目的とする（段落【0012】）。

イ 課題を解決するための手段

前記目的を達成するために、本件特許発明は、切断刃の交換時には切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ボルト孔に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換するようにした剪断式破碎機の切断刃において、前記切断刃を前記切断刃取付台に固定する前記固定ボルト孔の固定段部よりも入口側に、該切断刃の交換時に前記固定ボルト孔に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材に係合するように該固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部を具備させている。このようにして、押圧部材の滑り止めを図りながら大きな力を作用させて抜くことができるので、切断刃の交換作業を効率良く行うことができる（段落【0014】）。

(2) 構成要件A④及び構成要件B⑥の充足性

ア 特許請求の範囲の記載

本件特許発明は、「剪断式破碎機の切断刃」（構成要件A④、構成要件B⑥）に係る物の発明であり、「前記切断刃を前記切断刃取付台に固定する前記固定ボルト孔の固定段部よりも入口側に、」（構成要件B⑥）「該固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部を具備」

（構成要件B⑦）している。「環状凹部で形成した係合部」は、その文言からして、固定ボルト孔内で環状に形成された凹部のことと解されるが、さらに「該切断刃の交換時に前記固定ボルト孔に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材に係合するよう」（構成要件B⑥）な形状でなければならず、そのような形状を備えることで、「切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ボルト孔に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に

取外して交換」（構成要件A④）できるものと解される。つまり、本件特許発明は、「剪断式破砕機の切断刃」の取外し技術に関するものであり、「切断刃交換装置の押圧部材を切断刃の固定ボルト孔内で拡径させた際、その押圧部材と係合するような」環状の凹部が固定ボルト孔内に形成されていることを特徴とするものといえる。

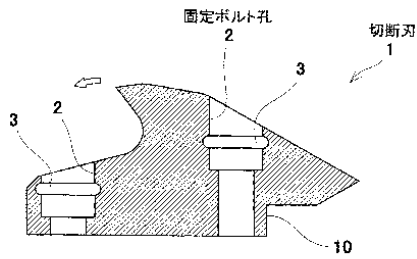
ここで、「切断刃交換装置」は、「固定ボルト孔」に挿入され、その「押圧部材」を拡径させることにより切断刃と密接させられるという形状及び構造を有し、その「押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換」するとの機能を有するものであるが、それ以上の具体的な特定は、特許請求の範囲においてなされていない。

ただし、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」は、上記検討のとおり、「環状凹部」の機能に基づく形状など、あくまで「剪断式破砕機の切断刃」の構成を特定するための記載であり、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」自体が、本件特許発明の構成の一部を成しているわけではないと解される。

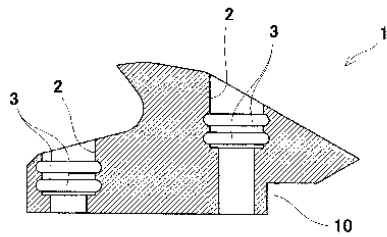
イ 本件明細書の記載

本件特許発明の目的について、「切断刃が切断刃取付台と強固に密着しても半径方向に効率良く取外すことができる剪断式破砕機の切断刃を提供すること」（段落【0013】）とされている。この記載からも、本件特許発明が、「剪断式破砕機の切断刃」に係る物の発明であることは明らかであり、本件明細書には、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」が、本件特許発明の構成の一部を成すことを窺わせるような記載はない。

また、本件特許発明の実施例として、図1(a)が示され、そこには切断刃1に設けられた固定ボルト孔2の内面の軸方向と交差する方向に、半円形の凹状断面の凹溝3が1条形成されている。この記載は、図1(a)の示す位置及び形状を有する凹溝3が、本件特許発明の「環状凹部で形成した係合部」に当たるとともに、かかる構成を備えた切断刃である以上、「交換時には切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ボルト孔に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換するようにした」（構成要件A④）及び「前記切断刃を前記切断刃取付台に固定する前記固定ボルト孔の固定段部よりも入口側に、該切断刃の交換時に前記固定ボルト孔に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材が係合するように」（構成要件B⑥）を充足することを示している（上記構成の切断刃は、上記係合部と係合する形状を有する切断刃交換装置の押圧部材を用いることを予定しているものの、切断刃交換装置や押圧部材を構成要件としていない）。



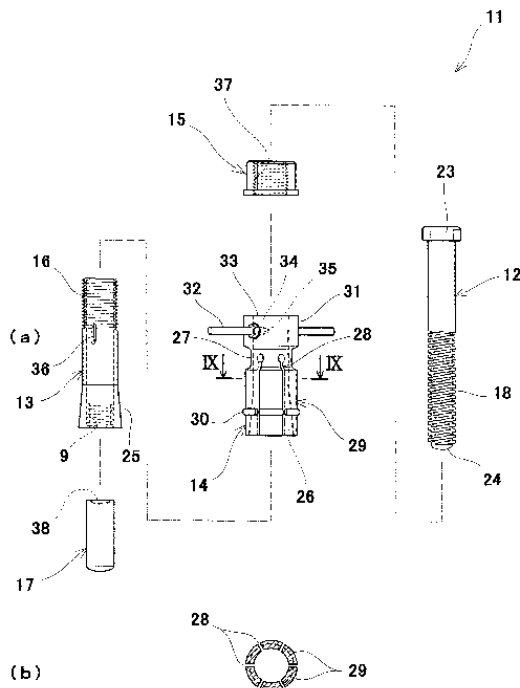
(a)



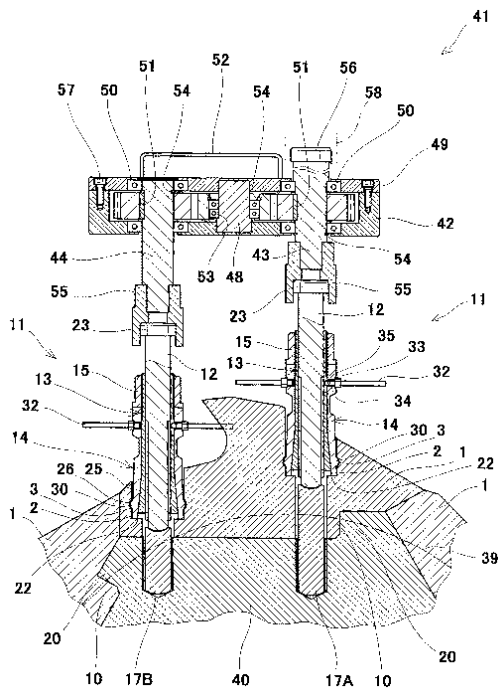
(b)

【図1】本願発明の第1実施形態を示す切断刃の断面図であり，(a)は1条の凹溝を形成した断面図であり，(b)は2条の凹溝を形成した断面図である。

なお，段落【0050】から【0059】までにかけては，「切断刃交換装置」の構造とその使用方法の説明が記載されている（後記【図9】【図10】参照）。上記記載は，ここで示されるような「切断刃交換装置」の「押圧部材」を固定ボルト孔内で拡径させた際，その押圧部材と係合する環状の凹部を固定ボルト孔内に形成している切断刃が，構成要件A④及び構成要件B⑥を充足することを示しているものに過ぎず（図1(a)の凹溝3が，上記実施例記載の「切断刃交換装置」の「押圧部材」と，上記使用態様で係合することは明らかである。），「切断刃交換装置」や「押圧部材」が本件特許発明の構成の一部であることを示すものではない。



【図9】本願発明の切断刃を取外す切断刃交換装置の一実施形態を示す図面であり，(a)は分解図，(b)は(a)に示すIX-IX断面図である。



【図10】図9に示す切断刃交換装置に一実施形態に係る駆動装置を装着した状態の断面図である。

ウ 出願経過

証拠（乙A1～6）によれば、本件特許の特許請求の範囲（請求項1項）は、出願当初、

「ケーシングに支持した軸にスペーサを挟んで切断刃取付台を設け、該切断刃取付台の周囲に複数の刃取付部を形成し、該刃取付部に切断刃の後部に形成した係止部を係止する突出段部を形成し、該突出段部で切断刃の係止部を係止した状態で該切断刃に形成した固定ボルト孔に固定ボルトを設けて切断刃を前記切断刃取付台に固定し、該切断刃を固定することにより前記刃取付部の外周が露出しないようにするとともに、該切断刃の内側側面を前記スペーサで挟んだ状態にして前記切断刃取付台の側面がほぼ露出しないようにした剪断式破碎機の切断刃において、

前記切断刃の係止部と略平行に切断刃取外孔を設け、該切断刃取外孔の内面に、該切断刃取外孔の軸方向に滑り止め機能を備えた係合部を設けた剪断式破碎機の切断刃。」

であったが、進歩性欠如を理由とする拒絶理由通知を受け、本件特許発明のとおり補正されたことが認められる。すなわち、当初「切断刃取外孔」としていたものを「固定ボルト孔」に、「該切断刃取外孔の軸方向に滑り止め機能を備えた係合部」との構成を「固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部」にそれぞれ限定した上、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」との係合関係によって、「環状凹部で形成した係合部」をさらに特定するなどの補正がされたものと認められる。

この点、被告は、上記補正について、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」を本件特許発明の構成の一部とするものであり、そのことによって無効理由を回避したものである旨主張する。

しかし、補正後の特許請求の範囲の文言解釈は、前記アのとおりであり、

「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」自体が、本件特許発明の構成の一部をなすとは解されない。また、上記補正は、「係合部」の機能から、その位置や形状を限定することで進歩性を根拠付けたものと解されるところ、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」を発明の構成に取り込むことで、無効理由を回避したわけではない。

したがって、被告の上記主張は採用できない。

エ 構成要件A④と構成要件B⑥の解釈

以上より、本件特許発明は、「剪断式破砕機の切断刃」に係る物の発明であり、その固定ボルト孔の内面で環状に形成されている凹部（半径方向に拡径している）を備えるものであるが、その環状の凹部が、本件明細書の段落【0050】から【0059】までに記載されているような切断刃交換装置の押圧部材を固定ボルト孔内で拡径させた際、その押圧部材と係合するものであれば、構成要件A④及び構成要件B⑥を充足することになると解され、本件明細書の図1(a)中の「凹溝3」は、これに当たるものである。

一方、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」は、「剪断式破砕機の切断刃」の構成を特定するための記載であり、「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」自体が、本件特許発明の構成の一部を成すという被告の主張は採用できない。

オ 被告製品の構成と充足性の判断

(ア) 被告製品の構成

被告製品が別紙イ号製品目録、別紙ロ号製品及び別紙ハ号製品目録に図面に記載のとおりであることに加え、以下の構成を有することは当事者間に争いが無い。

a① ((a)①) ケーシングに支持した軸にスペーサを挟んで切断刃取付台を設け、該切断刃取付台の周囲に複数の刃取付部を形成し、該刃取付部に切断刃1の後部に形成した係止部を係止する突出段部を形成し、

a② ((a)②) 該突出段部で切断刃1の係止部を係止した状態で該切断刃1に形成した固定ねじ孔2に固定ねじを設けて切断刃1を前記切断刃取付台に固定し、

a③ ((a)③) 該切断刃1を固定することにより前記刃取付部の外周が露出しないようにするとともに、該切断刃1の内側側面を前記スペーサで挟んだ状態にして前記切断刃取付台の側面がほぼ露出しないようにして使用する、

a⑤ ((a)⑤) 剪断式破砕機の切断刃において、

b⑥-1 ((b)⑥) 前記切断刃1を前記切断刃取付台に固定する前記固定ねじ孔2の固定段部よりも入口側に、

b⑦ ((b)⑦) 該固定ねじ孔2の内面から半径方向に拡径する輪形凹部3で形成した係合部を具備させた

b⑧ ((b)⑧) 剪断式破砕機の切断刃1

(イ) 構成要件A①, ②, ③, ⑤, 構成要件B⑦, ⑧について

また、前記(ア)の構成を有する被告製品が、本件特許発明の構成要件A①から③まで及び⑤並びに構成要件B⑦及び⑧を充足することも当事者間に争いがない(被告製品の構成a①、②、③、⑤は、それぞれ構成要件A①、②、③、⑤に相当し、被告製品の構成b⑦、⑧は、それぞれ構成要件B⑦、⑧に相当する。)

(ウ) 構成要件A④、B⑥について

被告製品は、前記(ア)のとおり構成を有しており、これによると、被告製品は、切断刃1に設けられた固定ねじ孔2(ボルト孔2)の内面の半径方向(軸方向と交差する方向)に、拡径する輪形凹部3で形成した係合部(半円形の凹状断面の凹溝3)が形成されている。

上記特徴を有する輪形凹部3は、本件特許発明の実施例である図1(a)中の「凹溝3」そのものであるが、前記(2)イで述べたとおり、このような構成を備えた切断刃である以上、「交換時には切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ねじ孔(ボルト孔)に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃1と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換するようにした」(構成a④)、「前記切断刃1を前記切断刃取付台に固定する前記固定ねじ孔2(ボルト孔)の固定段部よりも入口側に、」(構成b⑥-1)及び「該切断刃1の交換時に前記固定ねじ孔2(ボルト孔)に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材が係合するように」(構成b⑥-2)を備えるものといえる(被告製品の「切断刃1」「固定ねじ孔2」「輪形凹部3」は、それぞれ本件特許発明の「剪断式破碎机の切断刃」「固定ボルト孔」「環状凹部」に当たる。)

したがって、被告製品は、「交換時には切断刃交換装置の押圧部材を前記固定ボルト孔に挿入して拡径させることにより該押圧部材を切断刃と密接させ、該押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換するようにした」(構成要件A④)及び「前記切断刃を前記切断刃取付台に固定する前記固定ボルト孔の固定段部よりも入口側に、該切断刃の交換時に前記固定ボルト孔に挿入して拡径させる前記切断刃交換装置の押圧部材が係合するように」(構成要件B⑥)を充足する構成といえる。

(3) 小括

したがって、被告製品は、本件特許発明の構成要件を全て充足し、その技術的範囲に属する。

2 争点2(原告の損害)について

(1) 被告が被告製品の販売によって得た利益

本件特許の設定登録がされた平成20年10月31日以降、被告が販売した被告製品の数量及び販売金額並びに各販売先は、以下のとおりである(争いのない事実。なお、被告第6準備書面で開示されたイ号製品とロ号製品の販売数量と販売金額は、寸法と値段を比較すると、お互いを取り違えたものと解される。)

ア イ号製品 販売数量 84枚 販売金額 516万6000円

(販売先：三重中央開発株式会社)

イ ロ号製品 販売数量 122枚 販売金額 566万6000円

(販売先：株式会社GE〔96枚〕，三重中央開発株式会社〔26枚〕)

ウ ハ号製品 販売数量 110枚 販売金額 526万円

(販売先：大栄環境株式会社)

合計 販売数量 316枚 販売金額 1609万2000円

また、被告製品に係る限界利益の利益率は30%である(争いのない事実)。
よって、被告が本件特許権の侵害行為たる被告製品の販売によって得た利益は、482万7600円である。

[計算式] $16,092,000 \times 0.3 = 4,827,600$

(2) 寄与度減額の可否

特許法102条2項により、特許権を侵害した者がその侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額が特許権者の受けた損害額と推定されるが、特許発明の実施が被告製品の売上げに寄与した度合によっては、上記損害額の推定の全部又は一部が覆滅されるものと解される。

被告は、本件特許発明の切断刃は、交換装置と共に利用されて初めて技術的な貢献をするものであり、切断刃自体は、公知の切断刃の一部分に極めてありふれた単純な構造の付加を行っただけの物品であるから、本件特許発明は、被告製品全体のうち、せいぜい公知の切断刃の物品に付加された構成による利用価値を高めるだけであり、被告製品の購買動機に影響を与えるものではないと主張する。

確かに、被告製品は、剪断式破碎機用切断刃であり、対象物を切断することを目的とするが、本件特許発明は、切断刃の取外し作業の効率性を高めるものであり、切断の機能自体に関わるものではない。

しかし、被告製品のような分割式の切断刃自体は公知のものであり(乙B1、本件明細書段落【0004】)、本件特許発明の実施品たる構成を備え、切断刃の取外し作業の効率性を高めている点を除き、格別の特徴を有するわけではないのであるから、本件特許発明の実施品であることこそが被告製品にとって最も重要な差別化要因であったといえる。現に証拠(甲5～11、乙A29)及び弁論の全趣旨によれば、被告から被告製品を購入した顧客らは、被告製品の「輪形凹部3で形成した係合部」と係合する切断刃交換装置を保有しており、被告製品が本件特許発明の実施品であるからこそ発注、購入したものと認められる。

したがって、本件特許発明の実施が被告製品の売上げに寄与した度合は、むしろ大きいというべきであって、損害額の推定の全部又は一部が覆滅されるべき事情があったとは認められない。

なお、被告製品を購入した大栄環境株式会社の担当者は、切断刃交換装置を保有しておらず、ハンマーでたたいて切断刃の取り外しを行っていると述べる

(乙A30)。しかし、前記1(2)のとおり、被告製品の構成を有する以上、本件特許発明の技術的範囲に属すると認められるところ、被告は、いずれも顧客から指示された仕様に従って被告製品を製造、販売したことが認められる。また、このような事情及び証拠(甲10, 11)によれば、大栄環境株式会社は、原告の関連会社から切断刃交換装置を購入していたことも認められ、他にこの認定を妨げるに足りる証拠はない。そのため、ハンマーでたたいて切断刃の取り外しを行っているという上記担当者の陳述内容が真実であったとしても、損害額の推定の全部又は一部が覆滅されるべき事情とすることはできない。

また、被告の担当者は、被告製品の製造当時、「輪形凹部3で形成した係合部」を備えることの技術的意義を理解しておらず、ただ顧客からの指示どおりに製図及び製作を行ったと述べるが(乙A29)、そのような事情は、原告に対して賠償すべき損害額を減額する理由にはならない。

したがって、本件特許発明の寄与度が小さいことを理由に損害額が減額されるべきである旨の被告の主張は採用できない。

(3) 弁護士費用

本件における諸般の事情を考慮すると、本件特許権侵害と因果関係のある原告の弁護士費用は50万円であり、これを損害と認めるのが相当である。

(4) 小括

以上より、原告が本件特許権の侵害によって被った損害額は、532万7600円である。

[計算式] $4,827,600 + 500,000 = 5,327,600$

3 差止請求について

被告は、被告製品の製造、販売を現時点では行っていない旨主張するが、本件の経過などに照らせば、被告がその製造、販売を行うおそれはなお否定できないため、被告製品の製造・販売等の差止め及び廃棄を求める請求には理由がある。

4 結論

以上の次第で、原告らの請求は、主文の限度で理由があるからこれらを認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 今回、この判決事件を取扱うことにしたのは、まず特許権侵害事件において、被告のイ号・ロ号・ハ号の各製品が、いずれも原告の特許発明の「特許請求の範囲」にクレームとして記載された構成要件の全部を充足しているものであると認定された事案であり、特許権侵害訴訟では比較的珍しい判決事件だからである。

被告は、本件特許発明の構成要件A①～③と⑤並びにB⑦⑧についての充足は争わず、A④とB⑥の充足についてのみ争ったから、裁判所はこの点を中心

に検討することにした。

ただ本件特許発明に係る発明の名称が「剪断式破碎機の切断刃」とあるから、専ら「切断刃」に関する構造の発明かと思いきや、正確にはその切断刃の「交換装置」に関するものであり、被告製品も同様の機械に関するものであったのである。これは、「発明の詳細な説明」の項の最初の「解決課題」あたりを読んで判ることになる。

2. さて、裁判所は争点1について、まず定石どおり、本件特許公報から、本件特許発明の内容として、解決しようとする目的課題について引用し、この課題を解決する手段について引用した後、本件特許発明の構成要件A④とB⑥の充足性として、「特許請求の範囲」の記載を引用した後、「つまり、本件特許発明は、『剪断式破碎機の切断刃』の取外し技術に関するものであり、『切断刃交換装置の押圧部材を切断刃の固定ボルト孔内で拡径させた際、その押圧部材と係合するような』環状の凹部が固定ボルト孔内に形成されていることを特徴とするものといえる。」と認定した。

そして、ここで「切断刃交換装置」とは、「『固定ボルト孔』に挿入され、その『押圧部材』を拡径させることにより切断刃と密接させられるという形状及び構造を有し、その『押圧部材とともに切断刃を一体的に前記切断刃取付台から半径方向に取外して交換』するとの機能を有するものであるが、それ以上の具体的な特定は、特許請求の範囲においてなされていない。」と判示したが、続いて、「ただし」として「切断刃交換装置」及びその「押圧部材」は、「『環状凹部』の機能に基づく形状など、あくまで『剪断式破碎機の切断刃』の構成を特定するための記載であり、『切断刃交換装置』及びその『押圧部材』自体が、本件特許発明の構成の一部を成しているわけではないと解される。」と判示した。しかし、この但し書きの説明はきわめて解りにくい。

この但し書きで、裁判所が言わんとしていることは、「特許請求の範囲」に記載している事項は、一つの機能を果たすための必要最少限度の構成要件について記載している以外に、それをさらに特定するための具体的な構成についての要件の記述はないということなのであろう。

3. ところで、裁判所は、本件特許発明の出願経過について精査し、出願人（原告）は特許庁より特許法29条2項による拒絶理由通知を受けたことに対し、「特許請求の範囲」にある記載において、「固定ボルト孔」とか、「固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部」と補正して限定した上で、「切断刃交換装置」とその「押圧部材」との結合関係によって、「環状凹部で形成した係合部」についてさらに特定したものと認定した。そして、この補正は「係合部」の位置や形状を特に限定することにより、進歩性欠如の指摘を回避して進歩性の存在を根拠づけたものである、と裁判所は解したのである。

4. そこで、裁判所は、本件特許発明の各構成要件を、被告の各製品が充足しているか否かについて判断したところ、争いのあった被告製品が本件特許発明の構成要件A④とB⑥を充足するかを検討した結果、やはり全部を充足するものと結論づけたのである。

被告製品には、切断刃に設けられた固定ねじ孔（ボルト孔）の内面の半径方向（軸方向と交差する方向）に、拡径する輪形凹部3で形成した係合部（半円形の凹状断面の凹溝3）が形成されていることは、本件特許発明の実施例の図1（a）の中の凹溝3そのものであるから、このような構成を備えた切断刃である以上、被告製品の構成は、本件特許発明の構成要件A④と同B⑥のいずれをも充足しているから、その技術的範囲に属するものと裁判所は判断したのである。

5. 次に、裁判所は争点2の損害賠償額について、(1)被告が被告製品の販売によって得た利益と(2)寄与度減額の可否について検討した。

裁判所は、本件特許発明の設定登録日以降、被告が販売したイ号・ロ号・ハ業の被告製品の数量および販売金額並びに各販売先について列挙したが、そのうち被告製品に係る限界利益の利益率を30%として計算したところ、4,827,600円の利益を得たと算定した。この損害額の算定は、特許法102条2項に基づいているが、これは、被告の得た利益額は、そっくり原告（特許権者）が受けた損害額となることを推定する規定である。したがって、本件特許発明の実施が被告製品の売上げに寄与した度合いかんによっては、上記損害額の推定の全部又は一部が覆滅されるものと裁判所は解した。

そこで、裁判所は、被告の各製品を見ると、本件特許発明の実施品であることこそが「最も重要な差別化要因であった」と認定した。この裏付けは証拠にあり、被告から被告製品を購入した顧客らは、被告製品がその「輪形凹部3で形成した係合部」と係合する切断刃交換装置を保有し、被告製品は本件特許発明の実施品であることが動機となって、発注、購入したものだとして認定したのである。

そうすると、本件特許発明の実施が被告製品の売上げに寄与した度合は、大きいというべきであるからとして、損害額の推定の全部又は一部が覆滅されるべき事情にあったとは認められない、と裁判所は判断した。

これに対し被告側はいろいろ反論したが、被告製品に対し本件発明の寄与度が小さいことを理由とした損害額の減額の主張は、裁判所によってすべて採用されなかったのである。

6. 被告製品における原告特許発明の寄与度とその利益率30%の問題については、「切餅事件」においても考慮され、被告製品の販売利益の15%と認定され、特許法102条2項に基づく損害額は計7億2997万9264円と認

定されたのは、まだ記憶に新しいところである。(知財高裁平成 22 (ネ) 10002・平成 24 年 3 月 22 日判決／特許ニュース No. 13217)

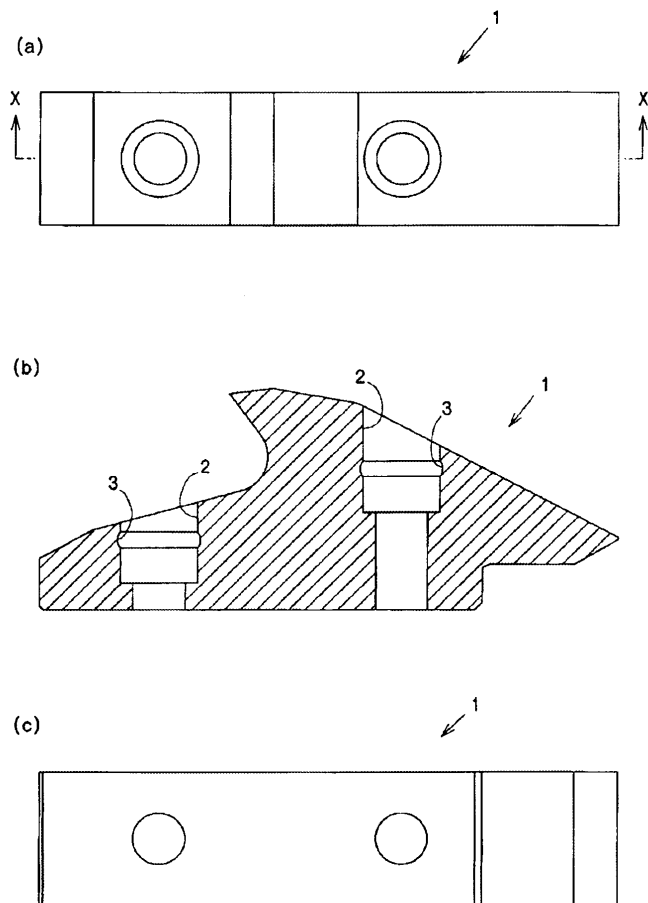
なお、本判決において裁判所は、争点 2 (原告の損害) に対する認定判断の後に、「3. 差止請求」について判示している。それは、被告の主張に対し、本件の経過等に照らせば、被告が製造、販売をするおそれは、なお否定できないと認定し、被告製品の製造・販売等の差止め及び廃棄を求める請求には理由があると判断したのである。

[牛木 理一]

イ号製品目録

以下の図面と構成の剪断式破砕機用切断刃

1 図面



2 図面の説明

(a) はイ号製品の上面図である。

(b) はイ号製品のX方向断面図である。

(c) はイ号製品の底面図である。

3 イ号製品の寸法

カッター厚さ (図(a)の縦方向) 約7.5mm, 長さ (図(a)の横方向) 約32.3mm, 高さ (図(b)の縦方向) 約12.6mm

4 イ号製品の構成

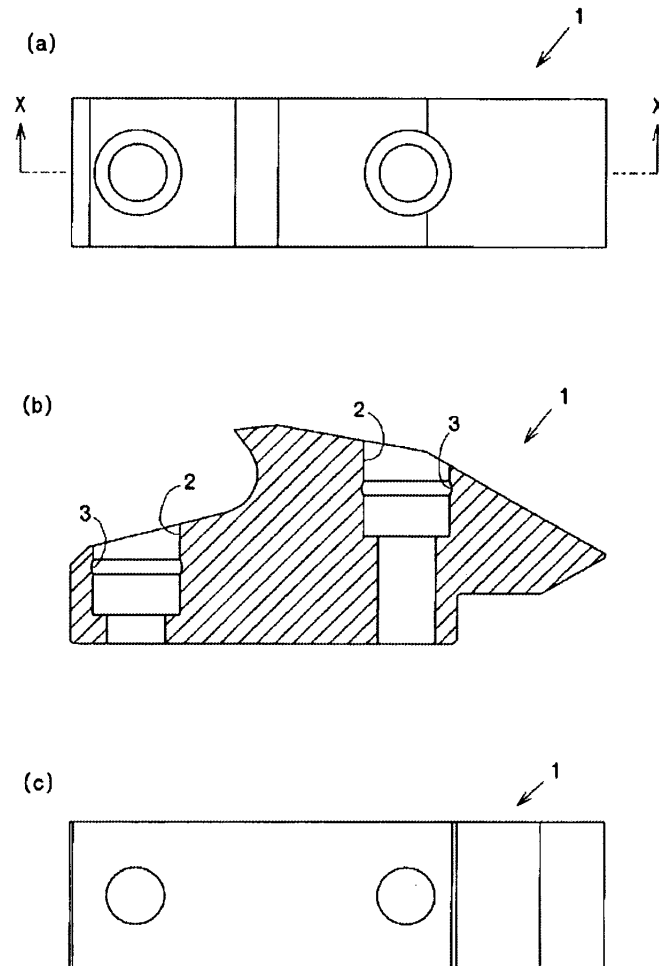
切断刃取付台に固定する固定ねじ穴2の底部よりも入口側に、輪形凹部3で形成した係合部を具備していて、該輪形凹部3は、固定ねじ穴2の内面から半径方向に拡径する剪断式破砕機の切断刃1。

別紙

ロ号製品目録

以下の図面と構成の剪断式破碎機用切断刃

1 図面



2 図面の説明

(a) はロ号製品の上面図である。

(b) はロ号製品のX方向断面図である。

(c) はロ号製品の底面図である。

3 ロ号製品の寸法

カッター厚さ (図(a)の縦方向) 約7.5mm, 長さ (図(a)の横方向) 約26.7mm, 高さ (図(b)の縦方向) 約110.5mm

4 ロ号製品の構成

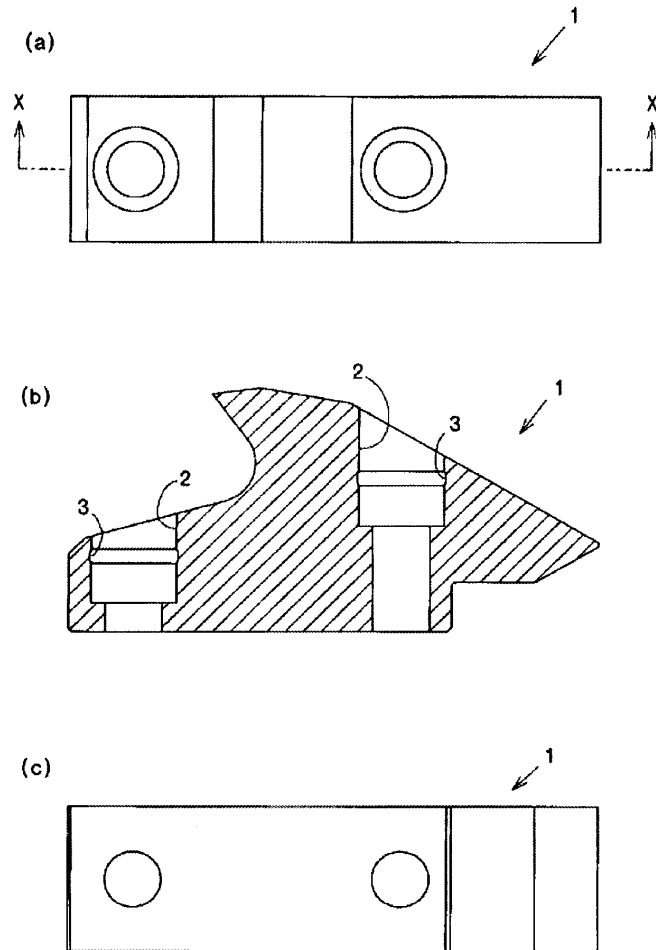
イ号製品と同じ

別紙

ハ号製品目録

以下の図面と構成の剪断式破砕機用切断刃

1 図面



2 図面の説明

(a) はハ号製品の上面図である。

(b) はハ号製品のX方向断面図である。

(c) はハ号製品の底面図である。

3 ハ号製品の寸法

カッター厚さ (図(a)の縦方向) 約75mm, 長さ (図(a)の横方向) 約267mm, 高さ (図(b)の縦方向) 約126mm

4 ハ号製品の構成

イ号製品と同じ

〔本件特許発明〕

【図面の簡単な説明】

【図 1】本願発明の第 1 実施形態を示す切断刃の断面図であり、(a) は 1 条の凹溝を形成した断面図であり、(b) は 2 条の凹溝を形成した断面図である。

【図 2】本願発明の第 2 実施形態を示す切断刃の断面図であり、(a) は 1 条の凹溝を形成した断面図であり、(b) は 2 条の凹溝を形成した断面図である。

【図 3】本願発明の第 3 実施形態を示す切断刃の断面図であり、(a) は 1 条の凹溝を形成した断面図であり、(b) は 2 条の凹溝を形成した断面図である。

【図 4】本願発明の第 4 実施形態を示す切断刃の断面図であり、(a) は 1 条の凹溝を形成した断面図であり、(b) は 2 条の凹溝を形成した断面図である。

【図 5】本願発明の第 5 実施形態を示す切断刃の断面図であり、(a) は 1 条の凹溝を形成した断面図であり、(b) は 2 条の凹溝を形成した断面図である。

【図 6】本願発明の第 6 実施形態を示す切断刃の断面図であり、(a) は 2 段の凹溝の大径側を上側に形成した断面図であり、(b) は 2 段の凹溝の大径側を下側に形成した断面図である。

【図 7】本願発明の第 7 実施形態を示す切断刃の断面図であり、(a) は 1 条の凹溝の切断刃回転方向前側を上向きに形成した断面図であり、(b) は 1 条の凹溝の切断刃回転方向前側を前後の固定ボルト孔で異なる向きに形成した断面図である。

【図 8】図 7 に示す第 7 実施形態の凹溝を切断刃回転方向前側が下向きとなるように 2 条で形成した第 8 実施形態の断面図である。

【図 9】本願発明の切断刃を取外す切断刃交換装置の一実施形態を示す図面であり、(a) は分解図、(b) は (a) に示す IX-IX 断面図である。

【図 10】図 9 に示す切断刃交換装置に一実施形態に係る駆動装置を装着した状態の断面図である。

【図 11】図 10 に示す切断刃交換装置の駆動装置の平面図である。

【図 12】図 9 に示す切断刃交換装置の使用法を示す一部断面した正面図である。

【図 13】図 12 に続く切断刃交換装置の使用法を示す一部断面した正面図である。

【図 14】図 13 に示す切断刃交換装置の使用法に続く駆動装置の使用法を示す一部断面した正面図である。

【図 15】図 14 に続く切断刃交換装置の駆動装置の使用法を示す一部断面した正面図である。

【図 16】従来の剪断式破砕機を示す平面図である

【図 17】図 16 に示す剪断式破砕機の切断刃とスペーサとの関係を示す正面図である。

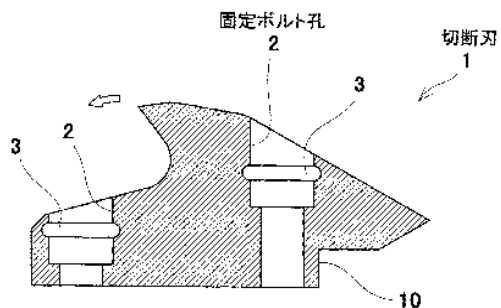
【符号の説明】

1 …切断刃	2 …固定ボルト孔
3 ~ 9 …凹溝	10 …係止部
11 …切断刃交換装置	12 …ガイド部材
13 …移動部材	14 …押圧部材

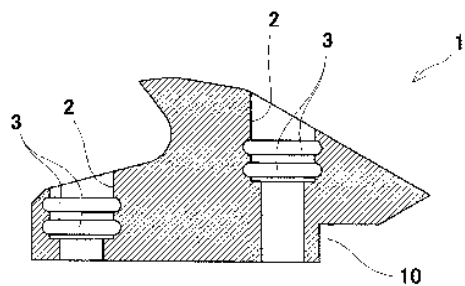
- 15…移動操作部材
- 17…深さ調節ピン
- 19…ネジ部
- 21…刃取付部
- 23…上部
- 25, 26…テーパ面
- 28…切り欠き溝
- 30…凸部
- 32…回転抑止部材
- 34…ネジ部
- 36…ガイド溝
- 38…球面部
- 40…切断刃取付台
- 42…ケーシング
- 44…従動軸
- 46…従動歯車
- 48…中間軸
- 50…軸受
- 55…係合部材

- 16…ネジ部
- 18…ネジ部
- 20…突出段部
- 22…座面
- 24…球面部
- 27…小径部
- 29…押圧部
- 31…筒状部
- 33…ネジ孔
- 35…突出部
- 37…ネジ部
- 39…スペーサ
- 41…駆動装置
- 43…駆動軸
- 45…駆動歯車
- 47…中間歯車
- 49…蓋部材
- 53…ベアリング
- 56…駆動操作部

【図1】

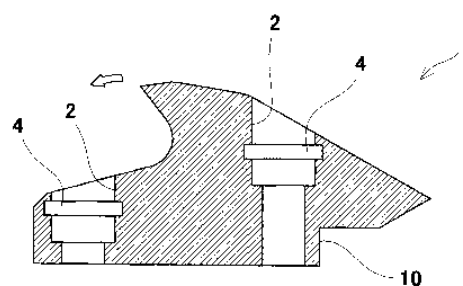


(a)

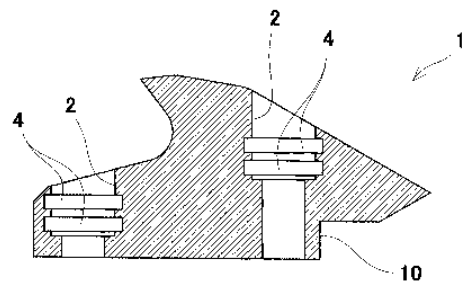


(b)

【図2】

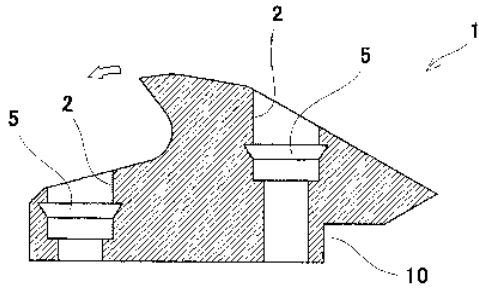


(a)



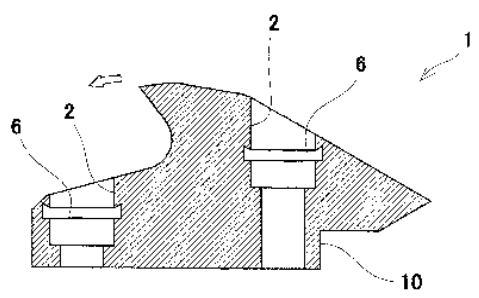
(b)

【図3】

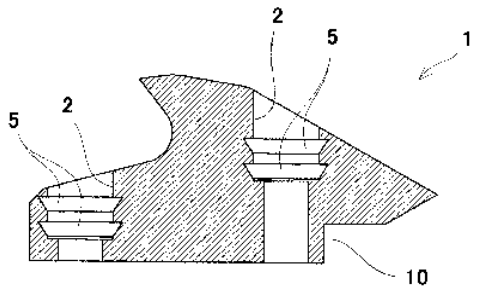


(a)

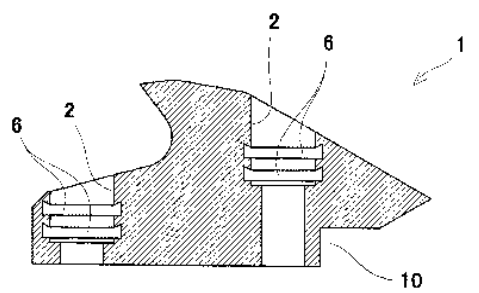
【図4】



(a)

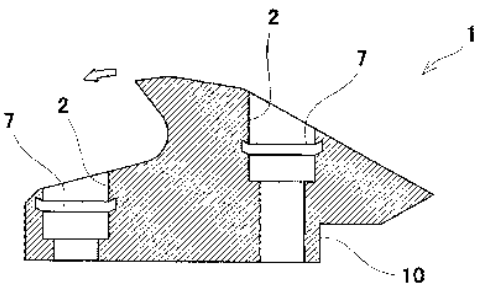


(b)



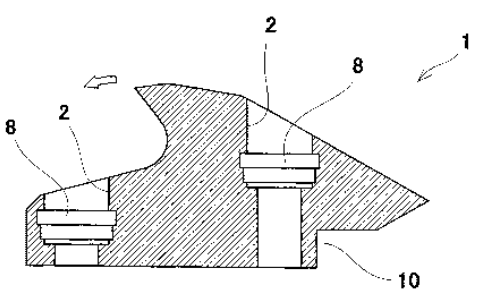
(b)

【図5】

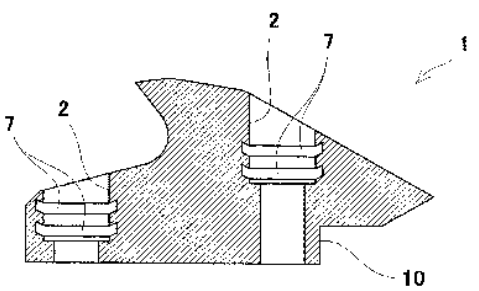


(a)

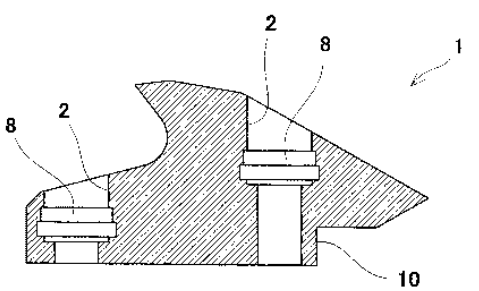
【図6】



(a)

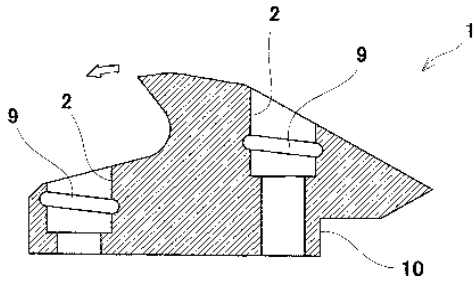


(b)

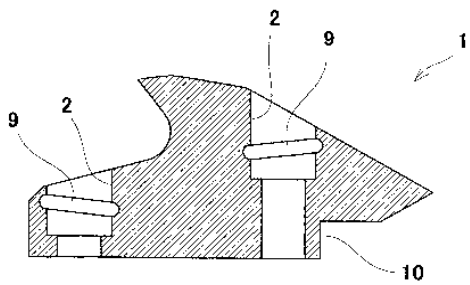


(b)

【図7】

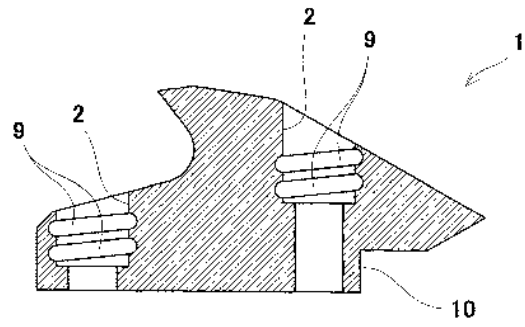


(a)

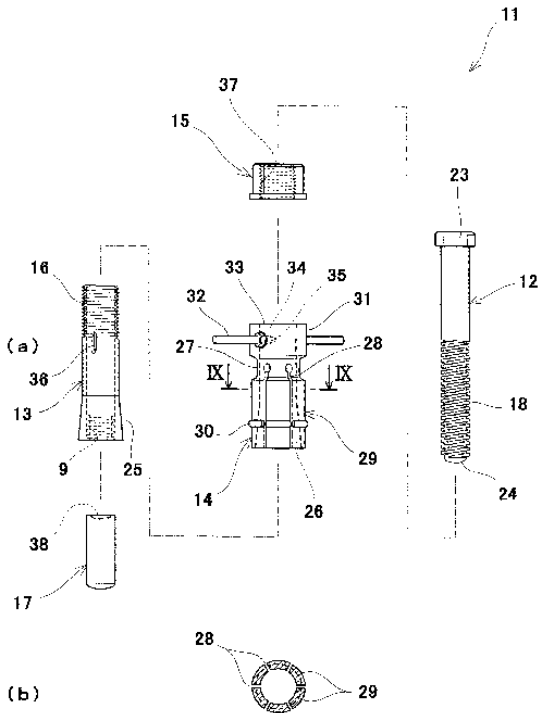


(b)

【図8】



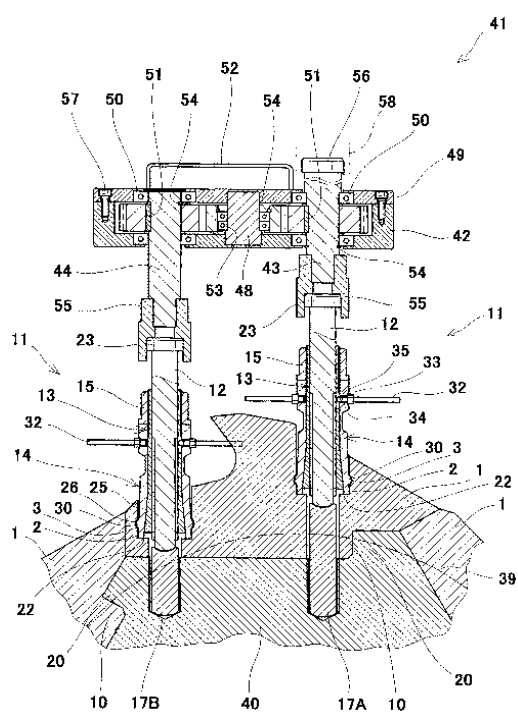
【図9】



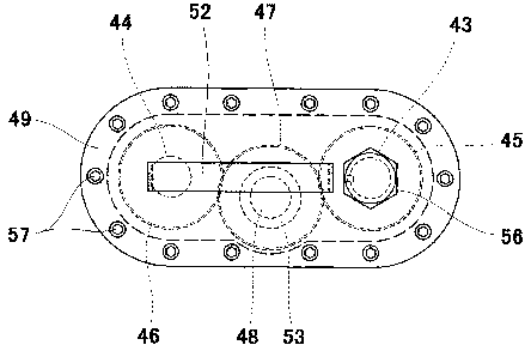
(a)

(b)

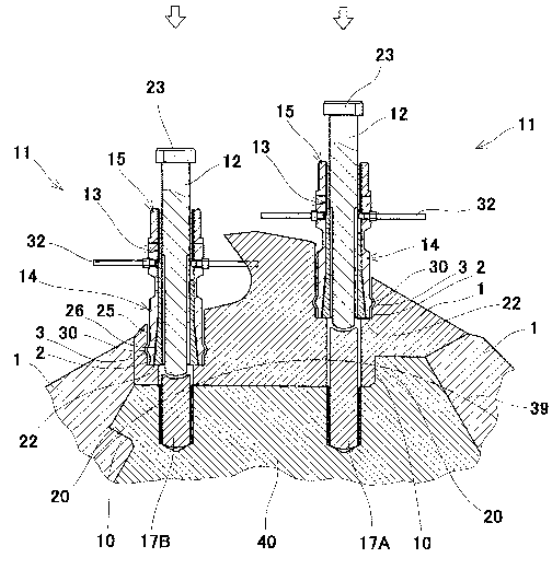
【図10】



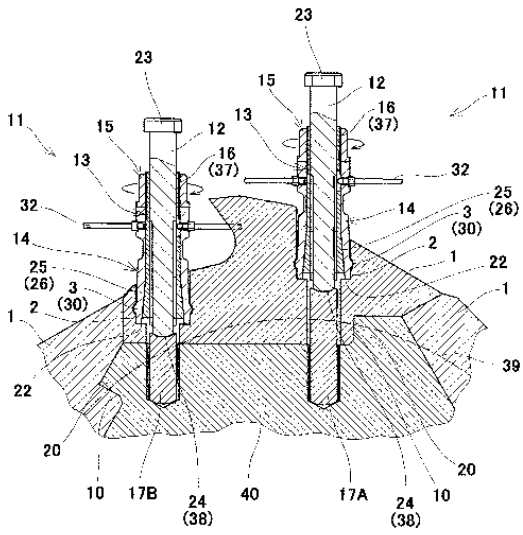
【図 1 1】



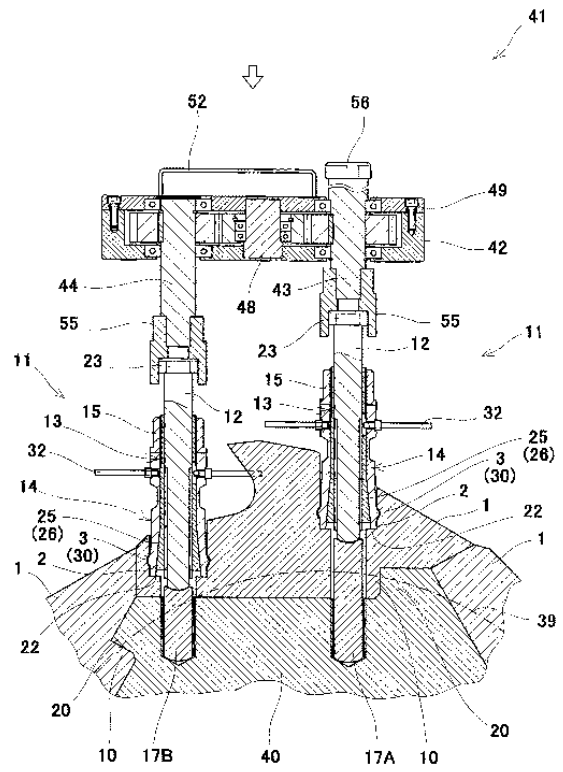
【図 1 2】



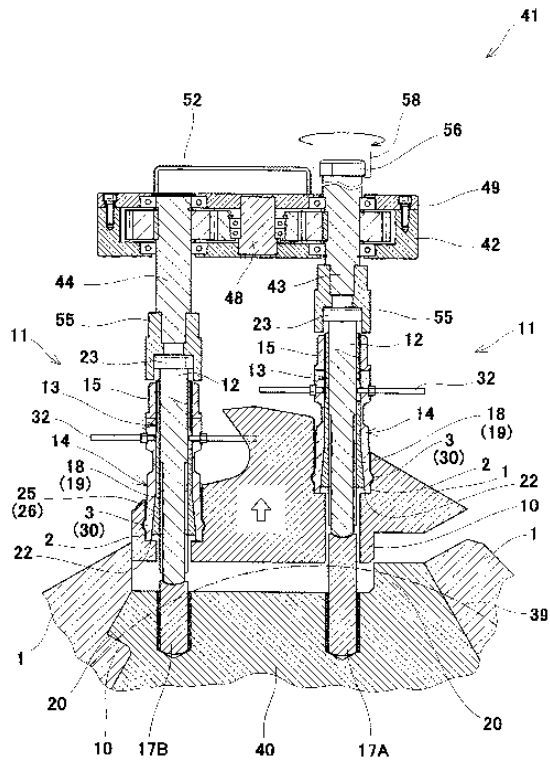
【図 1 3】



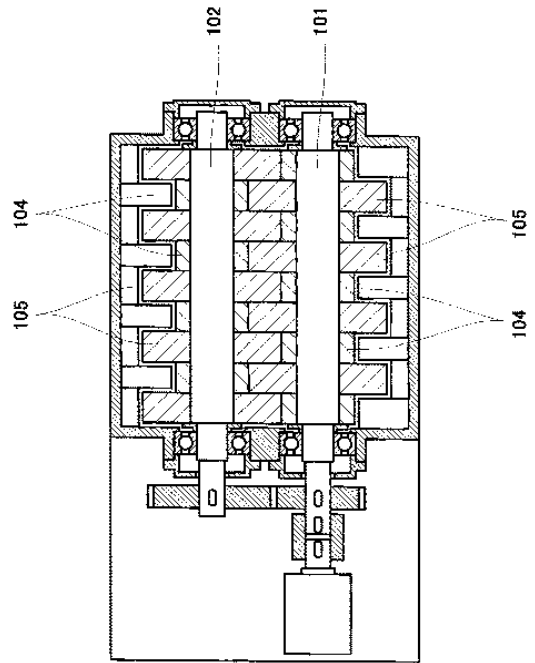
【図 1 4】



【図15】



【図16】



【図17】

